

平成29年第10回芦北町農業委員会総会議事録

・開催日時 平成29年9月12日(火) 午前 9時30分

・閉会日時 平成29年9月12日(火) 午前 11時20分

・開催場所 芦北町役場本庁舎 3階大会議室

・出席農業委員 11名

1番 井川 輝征	2番 尾上 春樹	3番 宮本 和市
4番 藤井 雅史	5番 谷口 孝一	6番 塚本 壽
7番 草野 義雄	8番 田口 昭広	9番 寺本眞理子
10番 阪口 修一	11番 片山 幸弘	

・出席農地利用最適化推進委員 14名

1番 本郷 昭博	2番 牧 正徳	3番 中川 光春
4番 矢野 解光	5番 田口 宗一	6番 下崎 省一
7番 宮島 正文	8番 坂口 恵美子	9番 道園 浩二
10番 小崎 良一	11番 木川 保	12番 一川 清
13番 野田 和夫	15番 山田 和治	

・欠席農地利用最適化推進委員 1名

14番 淵上 米作

・農業委員会事務局職員 出席者

事務局長 告畑 一彦

事務局次長 川田 康幸 参事 白菊 大志

・議事

報告第24号 農地法施行規則第29条の規定による届出について

報告第25号 農地法施行規則第53条の規定による届出について

報告第26号 農地形状変更届出について

議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

議案第34号 農用地利用集積計画の審議について

議案第35号 芦北町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針について

議案第36号 芦北町農業委員会農地利用最適化実践チーム要領の制定について

発言者	要 旨
告畑局長	皆さん、こんにちは。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 それでは、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項に規定してある過半数の出席委員を確認しましたので、只今から平成29年第10回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 会議進行につきましては、会議規則第5条の規定により片山会長にお願いします。
片山会長	－会長挨拶省略－ それでは、早速、議案審議に入ります。 本日の、議事録署名委員は5番：「谷口孝一」委員、6番：「塚本壽」委員にお願いします。 なお、14番「刈上米作」推進委員から欠席の報告があがっておりますのでお知らせします。 それでは議事に入ります。 報告第24号「農地法施行規則第29条の規定による届出について」を報告とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案書の1ページをお願いいたします。報告第24号「農地法施行規則第29条の規定による届出」について、農地法施行規則第29条第1項の規定による届出が下記のとおり提出されたので報告するものです。 －農地法施行規則第29条の概要について説明－ 1番、2番については関連がございますので、まとめて説明します。申請地の詳細については記載のとおりとなっております。申請人の住所氏名についても記載のとおりとなっております。転用目的は農業用ポンプ管理道路となっております。議案資料の1ページをお願いします。水を揚げるためのポンプが設置してあるのですが、そこに管理するための道路を整備するということでございます。 以上で報告を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員さんをお願いしておりますので、1番、2番の案件をまとめて「2番の尾上委員」に補足説明をお願いします。
尾上委員	9月7日に野田推進委員と現地を確認いたしまして、農業用ポンプが佐敷川に設置してありますけれども、途中まで道路が入っておりまして、あと50mくらいは入っていないということで、今回新たに管理用道路を設けるということで現地を視察しましたけれども、適当な申請と思います。以上です。

片山会長	担当地区の「野田推進委員」から何かございましたらお願いします。
野田 推進委員	尾上委員と同じで、道がなければ今後の管理も安全性が保たれないということで何ら問題は無いと思います。以上です。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第 2 4 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第 2 4 号については、これで終わります。 次に報告第 2 5 号「農地法施行規則第 5 3 条の規定による届出について」を報告とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第 2 5 号「農地法施行規則第 5 3 条の規定による届出に」について、農地法施行規則第 5 3 条の規定による届出が下記のとおり提出されたので報告するものです。 －農地法施行規則第 5 3 条の概要について説明－ 1 番、申請地の詳細、賃借人、賃貸人の詳細は記載のとおりとなっております。転用目的は携帯電話の無線基地局ということになっております。 議案資料は 2 ページになります。現在放棄地になっており問題ないと思います。以上で報告を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員さんをお願いしておりますので、1 番の案件の補足説明を「5 番の谷口委員」をお願いします。
谷口委員	現地を坂口推進委員と一緒に 8 月 7 日に参りました。事務局からありましたように、場所もわからないようなところで、どうするにしろ利用価値はないところで、むしろ基地局を設置した方がいいのではないかと個人的には思いましたが、アンテナということでしたので、高さとか地域の人がそう言った苦情があったときに農地的には大丈夫だと思いました。以上です。
片山会長	担当地区の「坂口恵美子推進委員」から何かございましたらお願いします。
坂口 推進委員	谷口委員が説明されたとおり、荒れ地だったのがこういうのが出来ればきれいになるのではないですか。いいと思います。よろしくをお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第 2 5 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第 2 5 号については、これで終わります。 次に報告第 2 6 号「農地形状変更届出について」を報告とします。事務局より説明をお願いします。事務局より説明をお願いします。

川田次長	報告第 2 6 号「農地形状変更届出書について」、農地形状変更届出書が下記のとおり提出されたので報告するものです。 －農地形状変更の概要について説明－ 1 番、申請地の詳細及び申請人の住所氏名は記載のとおりです。造成理由は「申請地は道路及び水路より低地に位置し、降水量が多いときは水が溜まり被害が生じるため、客土して引き続き畑として利用する。」となっています。 盛土高は 1 メートルで問題ないと思います。議案資料は 3 ページになります。宮浦地区の上の方の場所になりまして、宮浦川の橋を渡ったすぐ横になります。以上で説明を終わります。
	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員さんをお願いしておりますので、1 番の案件の補足説明を「6 番の塚本委員」にお願いします。
塚本委員	事務局の報告どおりです。迫にあたるところで、耕作をしている状態の所です。よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の「下崎推進委員」から何かございましたらお願いします。
下崎 推進委員	塚本委員の言われたとおりで、山裾でもあるし、不便な状況で地目を変更するのは問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第 2 6 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第 2 6 号については、これで終わります。 次に議案第 3 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第 3 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書審議」について、農地法第 3 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 －農地法第 3 条の概要について説明－ 所有権移転の部 1 番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「県外に居住しているため、耕作管理できないので、売り渡す。」譲受人事由は、「経営規模拡大のため、買い受ける。」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、4 ページから 5 ページになります。4 ページをお願いします。調査書になります。判断の理由の所に不許可要件に該当しておりませんので、許可相当であると判断します。 2 番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由

	は、「後継者に耕作管理を任せるため、贈与する。」譲受人事由は、「受贈し、引き続き耕作管理する。」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、6ページから7ページになります。6ページの調査書も記載のとおりですが、判断の理由の所で不許可要件に該当しておりませんので、許可相当であると判断します。 3番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「未登記整理の為。」譲受人事由は、「未登記整理の為。」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。ここは先代の頃から譲受人が使っておりまして、今回登記を整理するために申請が上がったようでございます。議案資料は、8ページから9ページになります。8ページの調査書も記載のとおりですが、判断の理由の所で不許可要件に該当しておりませんので、許可相当であると判断します。 4番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「労力不足のため、親族へ贈与する。」譲受人事由は、「自宅から近いので譲り受け、耕作管理する。」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、10ページから11ページになります。8ページの調査書も記載のとおりですが、判断の理由の所で不許可要件に該当しておりませんので、許可相当であると判断します。 5番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「後継者に耕作管理を任せるため、贈与する。」譲受人事由は、「受贈し、引き続き耕作管理する。」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、12ページから14ページになります。12ページの調査書も記載のとおりですが、判断の理由の所で不許可要件に該当しておりませんので、許可相当であると判断します。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員さんをお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部1番の案件を「2番の尾上委員」にお願いします。
尾上委員	9月7日に野田推進委員と現地を確認いたしましたけれども、申請書どおり譲渡し人が県外におられるということで、譲受人が規模拡大ということで、非常にやる気があって耕作放棄地になるおそれがありますので、譲受人が規模拡大するということで、妥当だと思います。
片山会長	担当地区の「野田推進委員」から何かございましたらお願いします。

野田 推進委員	現在米が作ってありまして、適正に管理されていて問題ありませんでした。以上です。
片山会長	2番の案件を「10番の阪口修一委員」にお願いします。
阪口委員	事務局の説明どおりでございます。よろしくお願いいたします。
片山会長	担当地区の「中川推進委員」から何かございましたらお願いします。
中川 推進委員	7日に同行しましたが、異常ありませんでした。よろしくお願いいたします。
片山会長	3番の案件は私が担当地区ですので説明します。 本郷委員と現地に赴きまして、ここは山と水田の境目になっておりまして、特に横居木地区は鳥獣害の柵をほとんど張り巡らせてありました。荒れるのを防ぐためにも買い受け、果樹を植えるということで、ぜひお願いしたいこととございます。事務局とも話をして別に問題になるようなところはございませんでしたので、よろしくお願いいたします。 担当地区の「本郷推進委員」から何かございましたらお願いします。
本郷 推進委員	両委員で現場を見てまいりましたが、下は水田と上は山林に挟まれている所で申請には果樹と書いてあり、おそらく栗だと思いますので、特に問題ないと思います。以上です。
片山会長	4番の案件を「6番の塚本委員」にお願いします。
	田川の汎用地といいますか、小規模の小さい畑が並んでいる所の中央部になります。荒廃防止のために非常にいいことかと思えます。後は事務局の説明どおりです。
片山会長	担当地区の「田口宗一推進委員」から何かございましたらお願いします。
田口 推進委員	定年で帰ってこられて、母親と農業を一生懸命やっておられますのでよろしくお願いいたします。また何筆か上がってくると思いますが、その時はよろしくお願いいたします。
片山会長	5番の案件を「2番の尾上委員」にお願いします。
尾上委員	申請書どおりに息子に生前贈与をするということで、適正だと思います。以上です。
片山会長	担当地区の「一川推進委員」から何かございましたらお願いします。
一川 推進委員	尾上委員が言われたとおりです。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第32号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－

	それでは採決を行ないます。異議なしの委員は挙手をお願いします。 「所有権移転の部」 1 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 3 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 4 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。 5 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、5 番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第 3 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第 3 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議」について、農地法第 5 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 －農地法第 5 条の概要について説明－ 所有権移転の部、1 番。申請地及び譲渡人及び譲受人の住所氏名は記載のとおりです。転用目的は「個人住宅」です。第 2 種農地になります。議案資料は、1 5 ページから 1 7 ページになります。1 5 ページをお願いします。調査書を見ていただくと、契約の種類は売買です。立地基準は住宅地の広がりがある場所で、湯浦駅の近くで宅地として適地である。申請地は 1 0 h a 以上の広がりがない農地で第 2 種農地に該当しています。代替性ありません。一般基準ですが、記載のとおりで、不許可要件には該当しないということで、許可相当であると判断しております。1 6 ページに申請地がありますけれども、宮崎地区集落センターから湯浦駅の方に入ったところにございまして、現在宅地のような感じで造成されている場所でありまして、問題ないと思われます。以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員さんをお願いしておりますので、補足説明をお願いします。

	所有権移転の部 1 番の案件を「4 番の藤井委員」にお願いします。
藤井委員	今事務局から説明のありましたが、地図を見てもらうと周りは住宅地でございます。草が生い茂り隣近所に迷惑をかけていた土地が住宅地に代わるということで、地元住民の方も喜んでおられる状況でございます。よろしくお願いいたします。
片山会長	担当地区の「道園推進委員」から何かございましたらお願いします。
道園 推進委員	私も藤井委員と一緒に現地を見ましたが、雑草の件以外はすべていいのではないかと思います。よろしくお願いいたします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 33 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。異議なしの委員は挙手をお願いします。 「所有権移転の部」1 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第 34 号「農地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第 34 号「農地利用集積計画の審議」について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が芦北町長から下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部、1 番。申請地、譲渡人及び譲受人の住所氏名は記載のとおりです。 －農地中間管理機構特例事業の概要について説明－ 賃貸借権設定の部、1 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、新規設定 5 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 2 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、野菜で、設定期間は、再設定 3 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 3 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻及び野菜で、設定期間は、再設定 5 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 4 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻及び野菜で、設定期間は、再設定 3 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。

	5 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、果樹で、設定期間は、再設定 10 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第 34 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。異議なしの委員は挙手をお願いします。 所有権移転の部 1 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 賃借権設定の部 1 番から 4 番につきましては「一川推進委員」に関連がございますので、一時退席を求めます。 －「一川推進委員」一時退席－ それでは、賃貸借権設定の部 1 番にについてご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 3 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 4 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。 「一川推進委員」に関連する審議が終わりましたので、一川推進委員に着席を求めます。 －「一川推進委員」着席－ 引き続き、採決を行います。 賃借権設定の部 5 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、5 番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第 35 号「芦北町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

川田次長	議案第 3 5 号、芦北町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針について。 芦北町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針を定めることについて本会の議決を求めるものです。 －芦北町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針について説明－
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 農業委員、推進委員の皆さんに 1 年間にまず 1 筆、1 件を各担当地区内で耕作放棄地の拡大を防ぐということで、面積は大小かまいませんので、ぜひ年間の目標として、1 筆は調整をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。 議案第 3 5 号につきまして、ご質疑ありませんか。 4 番、藤井委員。
藤井委員	事務局にお尋ねしますが、農地として取り扱わないところも入るわけですか。
川田次長	色々あると思うのですが、遊休農地の解消については利用状況調査で現場を皆さんに回っていただくところから始めたいと思っています。主に今年考えているのが、平成 2 7 年度に全筆調査を行っています。それで B 分類になったものは入っておりません。それを含めると大体 2 2 0 0 h a 位になります。もう林地化している農地は入っておりません。農地に復元できる土地は 1 1 3 h a と現在耕作している土地が 1 6 0 0 h a 位、合せて 1 7 1 3 h a が農地として活用できるので事業を活用して農地に復元したい。後は現在耕作している所は耕作放棄地にならないようにしていくというような考えです。
藤井委員	分かりました。
片山会長	藤井委員、よろしいですか。
藤井委員	はい。
片山会長	他に議案第 3 5 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。異議なしの委員は挙手をお願いします。 議案第 3 5 号「芦北町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針について」、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、議案第 3 5 号について原案のとおり決定しました。 次に議案第 3 6 号「芦北町農業委員会農地利用最適化実践チーム要領の制定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第 3 6 号、芦北町農業委員会農地利用最適化実践チーム要領の制定について。

	芦北町農業委員会農地利用最適化実践チーム要領の制定することについて本会の議決を求めるものです。 ー芦北町農業委員会農地利用最適化実践チーム要領の制定について説明ー
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第36号につきまして、ご質疑ありませんか。 6番、塚本委員。
塚本委員	この目標という具体的な例を出していただくとおおよそ分かるのですが、なんとなく掴みどころがなくて、よろしくお願いします。
川田次長	これも、皆様方が考えるのが一番いいと思います。例えば、1年間に1筆1反以上は耕作放棄地の解消をすとか、あとは農地の流動化ですよね。農地の流動化を行うために、集落座談会を行うとか。後は利用権設定を毎月1件以上は新規設定をすとか、自ら何を実現したいのかを考えていただければいいのかなと思います。
片山会長	今事務局から説明いたしましたけれども、目標をあまりいっぱい出しますと全部達成できなくなりますので、次長が言いましたように、1人1筆。例えば耕作者が高齢化して、農業ができない。優良農地が荒れてしまう。その農地が荒れていくより作っていただくお世話をしていただきたい。芦北町の農業者の平均年齢はどんどん上がっていきますので、山間地の農地に限らず、平坦地の優良農地も耕作放棄地になりかねませんので、農業員、推進委員の任務である耕作放棄地の防止、優良農地の確保ということで、年間1筆をお願いしたいと思います。 他に議案第36号につきまして、ご質疑ありませんか。 6番、塚本委員。
塚本委員	去年までは稲を作ってたけれども、今年はもう草が生えているとか、草払いはしてあるけれども、作付けはされていないというのがあるのですが、圃場整備してあるのを優良農地としますと、圃場整備はしていない。それをどうするか。地主さんと話してみてもなかなか結論は出ませんけれども、こういう事例はどういうふうに扱ったらいいかちょっと話し合ってみたいと思いました。
川田次長	塚本委員の言うとおりで、だから集落座談会、地域で話し合っどうするか。これが私は一番大事かなと思っております。個別で動いても、たぶん所有者はもうできない、じゃあどうしようかということで塚本委員も言われたと思います。集落座談会を開いたらたとえば、県の振興課の方かな、無償で基盤整備をできる事業とかがあります。自己負担なしで。後は農林水産課事業とかいろいろ補助事業があります。そういうのを集落に説明すると何か見つかるのかなという気はします。ただその事業に該当するかしないかは分かりませんが、例えば耕作

	放棄地になる原因が有害鳥獣だったり、場所自体が悪かったり、後継者、労力が不足しているので耕作放棄地になったり、というのが考えられると思います。なぜ耕作放棄地になるのか、そこを把握すればその解決策を出すと、場所が悪ければその場所をどうにかしなければならぬので、ハード面から迫っていくと、耕作者が高齢で子供たちがいないのであればソフト面、誰か借り手を探すとか。そういうことで守っていかないといけないかなと事務局は思います。
塚本委員	八幡地区に限って言いますと、そういう場所が2か所ほどあるのですが、利用目的を決めた振興地とか、道がないんですよ。管理しようとしても、田植えとか稲刈りでも入っていけないところが3、4反、最近増えて5反近くになっているかなと思いますけれども、入っていけないということで、当時の水利組合長とも話をしたのですが、今年はもう草が生えている。もう2年目です。かなりの面積になって、農振地に変更して整備ができないかという話も出ますけれども、そこには一つハードルがあるみたいで、取組めないということで、荒れていくという実態もあります。
片山会長	他に議案第36号につきまして、ご質疑ありませんか。 下崎推進委員。
下崎 推進委員	これは一応、私の周りを見回して、私もまだ相手に話はしていないのですが、河川の向こう側に橋がないために、トラクターが行かないため、次の人に頼もうと思っても、橋があればなというようなことがあります。それで3反、4反あっても荒れていくと、それをだれが管理するのか、私たちは一応中山間に入っていますので、何とか苦しみながらも鞭打って手を入れていますけれども、草刈りなんかをですね。ああいう所に橋があつたらと思いますけれども、何とか働きかけて、これは橋が必要だとなったら、川向こうに橋をかけるとかというののもあつて欲しいのかなと、私の希望ですが。そういうのも取組めたらと思います。よろしくお願いします。
片山会長	そういう農地の整備とか、下崎推進委員が言われたように、大型トラクターとか入られないところがまず廃園になっていく恐れがあるということで、やはりそのためには多少農地がつぶれても道路を作らなければ、今後農地の荒廃が加速するのではないかという話を先程聞きましたので、事務局からそういった補助事業があるそうですので、是非地区に行ってできることから、取組まれてはいかかがでしょうか。
川田次長	補助事業はどういうのがあるか、どういう要件で補助ができるか、様々です。国の事業、県の事業、町の事業それぞれありますけれども。どういうのが活用できるか、何をしたいかが分かれば、担当課、農林水産課とか、県の担当課とかと

	一緒に集落座談会という形で事業を説明すれば、出来るとか出来ないとかいろいろありますので、そこまで持っていければいいのかなという気はします。橋はできませんが、代わりに道路整備ならできるとか、その辺は担当課に聞かないとわかりませんが、これは農業委員会だけでは解決できないことだと思います。農業委員会の要望としてはそういったハード面での、補助事業を町長に要望するというような形もできますので、それは集落で話し合って、集落で要望書を作るというのが先かなと思います。後できるかできないかは要件次第になります。
片山会長	下崎推進委員よろしいですか。
下崎 推進委員	はい。
片山会長	では、矢野推進委員どうぞ。
矢野 推進委員	矢野でございます。私事で大変申し訳ないのですが、実際水稻を2反3瀬作っているのですが、稲がこうべを垂れて刈る前でございます。山間地なもので、鹿が入らないようネットを田んぼの周りに全部張りまして、猪が入らないように電柵を張って、猪が嫌がる廃油をかけて、それでも猪は入りますので、夜は火を焚きに行って11時くらいまでいて帰ります。火を焚いても、火が消えたりすれば入ってしまうという現状ですので、うちばかりでなく、近所の方も大変苦慮しておられます。先祖からもらった土地を守るために一生懸命そして、子や孫に美味しい米を食べさせたいという願望から頑張っておりますけれども、そういう対策というか自分で出来る事は一生懸命していますが、何か手立てがないとこれから先、今まで皆さんが話しされた農地を守りましょうということで話し合いをされていますけれども、そういうのがあって、これでは作っても取れない、猪にやられてしまって取れないとなりますと、何のために一生懸命農業をやっているかわからないような現実です。そういうのを皆さんに提案し、いい方法がないか検討していただければ幸いかと思います。どうぞよろしくお願いします。
片山会長	はい、矢野推進委員の言われることは伏木氏地区に限らずですが、芦北町の鳥獣害対策協議会の会長が竹崎町長になっております。猟友会が各方面から集まって協議をするわけですが、猟友会の人たちも高齢化でありまして、自分たちの土地は自分たちで守らないといけないのかなと思います。町民の方の協力を得て、雑草を刈るとか、会議の場ではお願いをするわけですが、矢野推進委員の言われるように、これをやったら鳥獣害が無くなるんだといった名案が今のところないのかなと思います。農業委員会からの意見が出たということを鳥獣害対策協議会に出席した時には言いたいと思います。皆様方からいい知恵があれば出していただきたいと思います。

告畑局長	皆さんネット張ったりとかワイヤーメッシュ張ったりとか電柵張ったりとかされていると思いますが、私ももちろんやっていますけれども、自分で罾の免許を取りました。自分の土地は自分で守るしかないものですから、この中にも猟友会の方がいらっしゃると思いますが、他にも免許もってる方がいらっしゃいますけれども、そこまでしないと減らないと思いますので、是非とってもらえればと思います。
片山会長	はい、野田推進委員。
野田 推進委員	猪の害なのですが、稲の期間だけ電柵張っている人が多いのですが、私は20年位やられたことがないのですが、12か月入れっぱなしで、10年20年入れっぱなしなんです。そのかわり下草刈りが大変なんです。皆さんは猪を何で電柵で防除しないといけないかという電力なんですよね。私はビニールひもでわっかを作って簡単に木の棒に突っ込んで、ただだらっと2線張っているだけなんですけど、猪はそれを咥えに来るんですよ。口か鼻で。だから電力さえがっちりあればまず咥えに来ますから。牛も同じなんです。必ず初めて電牧線を引いて線が目立つようにして、それを咥えに来ます。ものすごくびっくりします。だから猪も一回それをすると近寄らない。だから皆さん考え違いをしてるんじゃないかと思います。強力に棒でガチッと張らないといけないと思われているけれど、考え違いで、蜘蛛の巣みたいにだらんとしていても構わないです。咥えに来ますから。だから、山の上から飛び込んだ時に勢いで飛び込まないスペースを作ってやる。崖の下に電牧線を張らないとか。見てみるととんでもない張り方をしていますから、これだったら猪が勢いよく突っ込んだら、止めることはできない。勢いがつく前に、止められるような状態で、もう極端に言えば、2重に巻かないといけないです。崖の上と崖の下とか。だから電力なんです。そして上の遷都したの線がバイパスに作ってないんですよ。もう線が切れてるかもしれないからどこからでも電気が回っていくように、切れてもただ結んであるだけ。電気ですから通電しないとどうしようもない。私の場合お金をかけないようにソーラーでやっていますけれども、20年そのままなんです。たまにビニールひもが切れて電牧線を踏んで落ちるくらいそのままです。だからやられるのがどうしてやられるかさっぱりわかりません。私は牛の放牧を電牧で40年やっていますので、見回って、電力を計って、これならストップできるというのをしないと、怠慢なんです。ただ設置しておいて。そしてアースを付ける。プラスが線で地面がマイナスなんです。だから湿り気がある時にはものすごく強いけれども、乾燥した時には半減します。それも頭に入れておかないと。うちの場合は電牧線の横を平行に振り回します。入れないからイライラして、それに触ったら大変だというの

	が分かって。一番大変なのはムジナです。むじなは10cm位にしないといけないからしょっちゅう草を払って、除草剤をかけられるところはかけて。そして一番最適化推進員になって不思議に思うのは、収益が上がらないのに農地の事ばかり言ってるけど、収益の上がることから逆に来ないとこれは全然だめで、作りなさいと言ったってお金にならないことはしないんですよ。それとお金のかかること、私もサラリーマンだから、トラクターしか持っていません。手でやる範囲内。それで人の何倍と儲けたことが、昔なんですよ。お金をかけてあーだこーだ言ってるけど、お金の掛け過ぎ。収入が上がらないのに。はっきり言ってこの農業委員会と県と町とJAと中山間地が一体化しないと土地も動きません。前から思っているのですが、これでは中な動かないし、金にもならないし、みんな頑張ってますけど、これは努力してお金にしているから出来るのであって、お金にならないことはなかなか続かないと思います。すみません、話が大きくなって。
片山会長	はい、参考意見ありがとうございます。 矢野推進委員。
矢野推進委員	私としては、現地を見てもらってどういう状況か。うちの庭先にまで来て猪が入り込んでいるという状況です。
片山会長	はい、今のご意見を参考にしながら検討させていただきます。 本郷推進委員。
本郷推進委員	先程の下崎推進委員の川向こうに田んぼがあり、橋がないため耕作できないという所ですが、そういう所は昔は杉を渡して橋にしてあったところがあるんですよ。約10m位の木を渡して橋にしてあったんですよ。川幅が何mあるかわかりませんが、コンクリにすれば工事費がかかりますから、杉を何本か渡し手、耕運機とかトラクターとか十分に通れると思います。県の河川課、町の建設課に頼んで許可が下りるかわからないですが、何m川幅があるかですね。杉を渡せば簡単に橋ができると思いますので、そういう案はどうかなと。腐れないようにビニールをかぶせておけば10年以上は持つと思います。
片山会長	はい、ありがとうございました。 他に議案第36号につきまして、ご質疑ありませんか。 ー「質疑なし」の声ありー それでは採決を行ないます。異議なしの委員は挙手をお願いします。 議案第36号「芦北町農業委員会農地利用最適化実践チーム要領の制定について」、ご異議ありませんか。 ー「異議なし」の挙手ありー 異議なしということですので、議案第36号について原案のとおり決定しまし

	た。 これで、本日の議案・報告について審議は終わります。引き続き、その他の連絡事項に入ります。 (1) 各種補助事業について (2) 農地利用の最適化に向けた活動内容について (3) 農地利用状況調査について
--	--